

## 人工妊娠中絶の現状：フランスからの幾つかの考察

### 1. はじめに

12月に東大で行われた研究会で人工中絶の現代問題に関する発表がかなり多かったのが印象的で私自身がそのとき思っていたことや発言したこと、特に人工妊娠中絶（以下[中絶]と省略する）は減るべきあるいは減らすべきなのではないかという考え方を、改めて、新しい情報や観察を考慮して、思っていたよりその方向は困難であり、いろいろな視点から重要な意味を含む問題なのではないかと考えさせられました。

12月に行われたその研究会では14の発表のうち、8つにも上る発表が中絶に直接関連していました。それだけ中絶という問題が女性のリプロダクティブ・ライフに関わって、社会問題、心理問題、倫理問題、法律問題として問われるのであるということを改めて意識したかのように思います。<sup>1</sup>

倫理的問題としては例えば、林千章(Hayashi Chiaki, SOSHIREN)のご発表「選別の中絶をめぐる女性運動と障害者運動の・対立・の構図をめぐる」で扱われ、

精神問題としては神奈川県立保健福祉大学の杵淵恵美子(Kinefuchi Emiko)

「人工妊娠中絶術を受ける女性の意思決定状況」、

医学的な面では水野真希(金沢大学)「出産と中絶両方に関わっている助産師の体験」と水島希(Mizushima Nozomi, 東京大学)「1970年代日本における『女性の健康運動』の理念医療技術に対する運動戦略分析」

社会問題としては、強姦や近親相姦における被害者の問題としては小宅理沙(Koyake Risa, 山口芸術短期大学)の「性被害での妊娠における被害者女性の

「出産／中絶の選択」というように 現代のリプロダクティブ・ライツとしては代理出産における 問題やそれに伴う「資源としての女性」、女性の体の商品化と同様に、あるいはそれより直接数多くの女性に関わる問題として重要なのではないかと考えられます。

数多くの女性に関わる問題として考える上、個人的なレベルでどのような意味を持つのかということについて考え、その経験が精神的にどのような影響をもたらすのかということについても考えてみたいと思います。

それはまず歴史的観点からみていく必要があるのではないかと考えます。なぜなら、おそらく歴史によってその意識が一社会のレベルや個人のレベルで一変する可能性があれば、その現象に対する態度には過去に重なった思想や偏見も自発的には消えていかないことから、その問題がどう始末されようと、無視される傾向が強く、当事者つまり女性が孤独におかれ、あるいは社会の視線によって罪悪感を感じ、一人でなんとかしなければならない状況で、苦しいその経験の感情まで抑圧されてきたという事実がある。

日本の場合には特に戦前において、フランスの場合は 1975 年まで続き、また現在そういう状況におかれている女性がかんりの国にいる。

南米やアフリカの多くの諸国ではとても厳しい法律で中絶が禁じられている。キリスト教会が強い影響を持っている国々、例えばヨーロッパではポーランドが 1989 年以降、逆行して中絶を禁じることにした。しかしヨーロッパでは一般的に 70 年代から次々と中絶の合法化を可能にする法律が採用されていった。90 年代にはかなり合法化がススタが、アメリカの NPO (1' Institut Guttmacher)によれば人工妊娠中絶の数は 1995 年の 4550 万から、2003 年には 4160 万に下がったと言われている。つまり合法化によって数件が上昇するという減少はみられないようである。フランスでは合法の反対派の懸念はずれで、中絶の数件は 76 年から 80 年までは安定化し、81 年から 88 年の間は

軽く減少し、それ以降あまり変わりがないと報告されている<sup>2</sup>。中絶の合法かは女性に安全した条件でアクセスすることを与えるので、それによって数件が爆発するという減少は見られないようである。

さて、今回は、フランスのケースを一つの具体的な例として、できれば日本に比べて近現代史の一つの側面として考察を進めてみたいと思う。

そのためにはまずフランスの歴史的背景を概括し、現代の状況を分析した福祉事業検査官(IGAS, Inspection des Affaires sociales)による報告書の総括を紹介する。そして、現代とは少し離れて見えるかもしれないが、自分自身の経験を興味深く描き、特にフランスにおける中絶の合法化以前の状況を鋭く描いたアニー・エルノー氏の小説『事件』について幾つかの考察から問題提起をはかってみたいと思います。この小説は2000年に出版されたことからアニー・エルノー氏が現在の女性に向かって証言するのを目的にしたともいえないでしょうか。

それによって、日本とフランスの女性にとってこの問題に関する共通点や差異点などを発見する手がかりを得られるのではないかと思います。

## II. フランスにおける人工妊娠中絶の現状

### 1. その歴史的背景

フランスのことはそれほどお馴染みではないかもしれませんが、ここでその歴史的背景の概略をいたします。

フランスでは人工妊娠中絶は1920年の厳しい法律により禁止され、1923年にはその罪が重罪から軽罪に変更されます。その理由は減刑が目的ではなく、一般市民は墮胎を行った女性の苦悩に対して感動させられ、寛容な態度を示すだろうと疑われたからであります。フランスの刑法では軽罪と重罪が区別され、重罪のみが一般市民の陪審から審判され、軽罪は司法官から裁かれるのが理由でした。墮胎をおこなった女性は禁固6ヶ月から二年、その手術を

---

<sup>2</sup> Nathalie Bajos et Michèle Ferrand, « L'avortement à l'âge de raison », in *Mouvements* n°17, sept. Oct. 2001

しかし若い女性層では軽くあがっている。1990年から1997年の間、20-24歳の層では千に21から24と上昇、15-18歳の層では千に6から7と上昇。ヨーロッパ及び工業国では一番低い方になっている。

行ったものは禁固1年から5年となっていました。

さらに第二次戦争の1941年には他のファシスト体制国と同様、中絶の取締を厳しくし、国家反逆罪となる。イタリア、スペイン、ドイツ等も厳しい法律を採用していましたが、ナチスドイツにおいては人種差別的に、つまりアーリア民族の女性には固く禁止する一方他の劣等とされた人種の女性に対しては不妊手術を強制し、およそ50万人の女性を犠牲にし、その政策に抵抗して妊娠する女性に対しては優生中絶を強制していたということを忘れてはならない。

そして、1942年には死刑にあたる罪となり、女性で最後にギロチンにかけられた人物でもある、マリー・ルイズ・ジローが同時にその罪における処刑としては最初と最後の死刑に処される。

またその法律が1941年に設置される前に、1939年から中絶手術をしているものの弾圧が厳しくなり、フェミニストとして有名で中絶の自己決定権を訴えていたマドレーヌ・ペルティエ氏（実際には中絶を行う女性に援助していた）が逮捕され、精神病院に閉じ込められる。ペルティエ氏がフランスでの初めての精神女医であったことを考えるといかにも皮肉に見えるが、彼女が重病にかかっていたためそう決められたと言われている。

中絶を国家反逆罪とする法律は1944年に廃止されるが、1920年、1923年の法律はそのまま戦後にのこり、1955年に『母親の生命が危険に晒されている場合』人工妊娠中絶が認められるようになるが、この段階では医者には中絶を行う義務はつけられていない。その翌年1956年に23人の女医、女子法学者、女子教員などによって『幸せな母性』<sup>3</sup>が結成され、マルサス主義とははっきり距離をとり、個人権利の尊重として避妊方法の認識を主張し、1960年には『家族計画のためのフランス運動』（MFPPF）に発展し、その運動が始まる。この運動には3万2000人の会員が1964年にはいて、フランス中に相談所を設け、医者、看護婦、市民などが避妊方法のカウセリングなどを行っていた。この非合法的な活動は、自由主義者や宗教団体ではプロテストタント団体の支持を受けていた。

そして1960年代では避妊方法の宣伝の合法化の運動が進んで、1967年には

---

<sup>3</sup> (La Maternité heureuse)

Lucien/Neuwirth ノヴィッツ議員がそれまでには反対していたド・ゴール大統領を納得させ、ピルの合法化を国会で提案し、下院と上院の賛成を得る。ちなみに 1965 年には夫の許可なしにでも職業に就くことができる法律が採用され、1966 年には母性休暇が 14 週間にのぼされた。女性解放の一步が進んだといわれる時期であった。

## 2. 中絶の合法化

次の段階として中絶の合法化を訴える女性運動が活発化し、1969 年には、MLF 女性解放運動が結成、『私たちの体は私たちのもの』というスローガンを中心に掲げ、1971 年に 343 人のあばずれと呼ばれて有名な著名運動<sup>4</sup>に参加した女性たちが、そのうち極有名な女優、作家などが中絶手術を受けた経験があると週刊誌 *le nouvel observateur* に宣言した。翌年には Choisir「選択」という意味の市民団体が結成され、ポビニー裁判で始まるマリークレール事件<sup>5</sup>で、ジゼル・アリミという女性弁護士が中絶を禁止する法律自体が不当だという弁護によって無罪を勝ち取る。またその翌年、1973 年には、331 名の医者が中絶を行ってきたという宣言を著名し、4 月には MLAC と呼ばれる妊娠中絶と避妊の自由化運動が結成される。1974 年にはピルが保障に支払われようになり、未成年は両親の許可なしでも得られることになった。

このさまざまな運動の影響が拡大化し、その結果として 1975 年の 1 月 17 日には、シモン・ヴェイユ氏の提案した法律が彼女の属している政治陣営の激しい反対を通り抜け、<sup>6</sup>妊娠法律法が条件付きで 二院の多数表を得て制定され<sup>7</sup>、妊娠 10 週間までの中絶が合法となる。しかし当時は極例外的な方法で一時的の法律として採決され、また 75 年には第二のネヴィッツ法も採決され、中絶を合法化すると同時に避妊法の普及を奨励し、特にピルの保険返済により、受胎調整の《より良い方法》を最終的手段としての中絶に対立した

<sup>4</sup> Parmi elles, Simone de Beauvoir, Catherine Deneuve, Delphine Seyrig, Jeanne Moreau, Marguerite Duras, Yvette Roudy.

<sup>5</sup> レイプされた少女が母親に手伝ってもらって中絶した事件。

<sup>6</sup> En 1974, elle est nommée ministre de la santé dans le gouvernement de Jacques Chirac. S'engage alors un rude combat pour légaliser l'interruption volontaire de grossesse. "*Barbarie organisée*", "*euthanasie du bon plaisir*" : dans une Assemblée nationale qui ne compte que neuf députées, les insultes fusent contre le projet de loi porté par la ministre. Simone Veil tient tête. Elle obtiendra, in fine, le vote des députés après trois jours et deux nuits de débats, puis celui des sénateurs.

<sup>7</sup> Après de longs débats, le projet est présenté devant le conseil des ministres le 13 novembre, puis adopté le 20 décembre 1974 par 277 voix contre 177 à l'Assemblée Nationale. Enfin, le Sénat l'adopte à 186 voix contre 88.

と言える。しかし、1979 年には五年間の時限立法であった法律が恒久的に制定された。1982 年 (loi Roudy) からは社会保障の対象となり、返済されるようになる。1988 年には翌日のピル (RU486)、中絶ピルが市場に売り出される。1993 年には Neiertz 法が人工妊娠中絶妨害罪を制定する。これは中絶反対派のコマンド活動への対応措置として採用されました。

フランスでも実は墮胎罪がすぐに廃止されたわけではなく、刑法の条 317 が 1994 年まで存在していた。墮胎罪が削除され、新しく非合法中絶というものが刑法に 1994 年 3 月 1 日に公衆衛生法典に定められた中絶の条件に違反するとして消極的に定義され導入された。<sup>8</sup>

### 3. 恒常的な権利としての中絶とその改善課題

2001 年には Aubry 法は人工妊娠中絶の合法時期を 10 週間から 12 週間へと延長を許し、未成年の少女における両親許可の必須条件を廃止する。また中絶事前の相談も成年の場合は任意になった。2004 年、5 週間以下の妊娠の内は一般医者や婦人科医者による薬方中絶が許可される。

以上のようにフランスにおける中絶の合法化が行われてきた。またフランス語ではこれ IVG と呼んで、自発的中絶という意味で、法律上、母親の健康状態に危険あるいは胎児に不治の重病がある場合は治療中絶と呼ばれ、この場合には期限がない。この ITG 治療妊娠中絶は医師委員会で決められることとなっている。こういった状況で、2001 年から人工妊娠中絶は公衆衛生法典に含まれるようになり、妨げてはならない確実な権利となった。しかし中絶の件数が減少しないことは心配を呼び起こし、2004 年の公衆衛生法では、人工妊娠中絶の予防、人工妊娠中絶への良い条件でのアクセスが目的となっている。

フランスでの状況のパラドックス的は、避妊の普及、そのうちピルの普及が中絶の数を減らしていないということである。

中絶の数はおよそ年に平均 22 万で、予防を優先するとの宣言と矛盾する事実がみられる。例えば、学校での性に関する教育は部分的にしか導入されず、各地での実行の差異も著しい。若者は相対的に容易に無料の緊急避妊や中絶にアクセスできるのに対して、日常的 (平常の) 避妊にアクセスするほうがむず

---

<sup>8</sup> <http://www.droit.univ-paris5.fr/cddm/modules.php?name=News&file=article&sid=11>

かしくなっているという矛盾した状況におかれている。

それらの現状から得られる一つの結論としては、中絶の件数を減らす目的は可能であるが、受胎の完全な調整を期待すること自体は幻想であるということである。この観察は行政報告書では初めてされたものでとても重要な点であると言える。

予定されずに妊娠する状況や、中絶の決定に入る要素は複雑であり、国の干渉の範囲に入らない面が多い。結局一生に一度は中絶すると推定される女性は全体の女性人口の 40%にも上り、中絶が性的および生殖生活の構造的要素になっていると言わざるを得ない。

その環境の中、中絶の保障制度には進歩があるが、まだ弱点も多い。未成年に対して、両親の許可が必要でなくなったことは、大多数の医療関係や教育関係の責任者によれば困難な状態に適切な解決をもたらしたが、10 週間から 12 週間の延長に関しては、それを拒否する施設が多く、問題が残っている。平均としては五日以内に中絶依頼者への返答が出ているが、都会ではそれが遅れる場合もある。

また中絶が医療制度の中では、あまり価値のある仕事とは認めてもらえず、人工妊娠中絶は一般に医療施設では赤字を及ぼす活動と見なされている。それを理由に私立の施設では中絶の手術を減らす傾向が強い。その問題の解決方法として以前から家族計画運動などの団体らの要求に応じるため厚生大臣 Bachelot 氏が中絶治療の費用を 383€から 625€に上げるとこの 3 月 8 日に発言されました<sup>9</sup>。

また中絶方法に対する選択も実際には依頼者の選択より施設に都合のいい方法が優先されている。また施設から義務づけられている国への情報提供に遅れがあり、適切な情報、中でもとくに、両親の許可なしでの中絶の件数に対する情報は不確実である。

また依頼者の精神的思い、一人の女性による中絶の回数、国内では合法時期の期限切れになって外国へ行かざるを得ない女性の人数についての情報は不確実である。

---

<sup>9</sup> 薬方中絶の場合 1 9 0 €から 2 7 0 €である。これは中絶依頼者がその依頼の確認書類を医者へ渡す二度目の診察と、薬とその処方診察、とその二週間後のコントロールの診察を含む。

フランスでは避妊方法でも医者処方箋による避妊法の比率が高く、80%を達している。そのうちピルの避妊法が最も高い。中絶手術を受ける72%の女性が避妊法を使っていた女性で、またそのうちの42%がピルを使っているか避妊リングをつけている女性であった。

不適切な手段が使われているというしかないだろう。特にピルの場合、レギュラーな相手がいて、パートナーが変わらず、カップルなどで生活している女性には適切かもしれないが、異性交際が不定期的な女性にとっては相応しくない。それにも関わらずどんな状況においてもピルを処方する傾向が医師たちの間ではつよい。

また若者に対しては避妊へのアクセスを自由にしなければならないと肯定されているのに、両親の保健なしでは有料になることや、また最新のピル、3世代のピルが保健に入らないことで他の方法より高くつくということなどは問題である。

また学校における性教育がまだまだ遅れているというのも事実であります。法的には一応義務づけられているのですが、その実施の面では遅れが目立ちます。若者に対する無料そして内密の形での情報提供が充実しなければならないというのが当面の課題だと言えます。

また医者育成過程における情報提供も肝心の点である。医科系大学でのその問題に関する教養、キャリア中の養成も必要である。例えば数多くの医者が、妊娠したことのない女性には避妊リングは向かないと考えたり、医者の立場が治療というよりもカウンセリングの立場にあるという意識が足りなく、避妊法の依頼者に適する方法の選び方に時間をまわさないというような問題もある。

また、中絶の問題と関連に出てくる二つの大きな課題も挙げられる。一つは新しい受胎のモデルができてそれが、ノルマのようになり、女性に重くのしかかるということである。ここではその問題に触れませんが、理想的な避妊法は未だに存在していないという気持ちが女性に多く、ピル以外に新しい避妊法に関する研究が女性／男性と関わらず停滞しているのが現状でもある。

一つは中絶の合法化が間接的に優生問題をはらんでいるケースがあり得ることである。この問題に関しては、今回の発表で時間があれば、その問題の複雑さを露にした、ペリュッシュ事件の紹介をしたいと思います。しかしその前に、中絶をどのような個人の経験として生きられていくのかについて考えてみたいです。さてこのように、フランスの客観状況に触れてきたが、ここでもう少し個人経験を通しての考察に入っていこうと思います。特に妊娠中絶が女性の生活において、女の一生の中にどういう意味を持つのかは様々だと思うが、忘れがたい出来事だということには間違いのないのではないかと思う。それが悲痛な経験であることはしばしばであり、少なくともそれが一般的なのではないかという仮説をたてるのも正当であろう。その答えは複雑であろうが、色々な経験についての書類を集めるのは難しく、また私の専門でもないので、ここでは最近私が読んだ、その例としてに始めに紹介した、アニー・エルノー氏の小説『事件』を土台にして、一つの考察を進めていきたいと思う。

### III. アニー・エルノーの『事件』 一 個人経験を通しての考察

#### 4. 『事件』の時代

この小説が出版された年には、中絶が合法されてから 25 年もたっているが、おそらく新しい世代への合法以前の状況を忠実に伝えたいという意志があったと考えられます。しかしそれのみではなく、女性としての経験で深い意味を持つ一つの出来事を語ろうとしているとも言える。その小説の終わりを引用して小説の結論のようなものをまず紹介する。

『何年もの間、1月20日と21日の間の夜中は記念日だった。

いまになってみれば、子どもを持ちたいと願うためには、あの試練と犠牲が必要だったというのが分かる。再生産のあの暴力をわたしの体の中に引き受けたからこそ、今度はわたしが世代の経由地になれたのだ。

こうして言葉にし終えたのは、私の体を通して端から端まで生きた経験であり、わたしには人間経験の全体のように表れるのである。生と死の、時間の、

道徳と禁忌の、法律の経験として。

私は、あの出来事に関してこれまで感じてきた唯一の罪悪感を消し去った。』彼女は自分の身に起ったことについて何もしなかったのがその罪悪感であると説明し、自分の人生の目的は自分の感覚、思考、経験を字にすることによって一般的に理解できるものに加工し、自分の人生を他の人の頭と生活の中にとけ込むようにすることだと言い終わっている。つまり彼女の罪悪感は一般的に想像される罪悪感とはかなり離れていると言える。しかしこの経験がつかったのにはかわりはなく、彼女にとって何が一番苦痛だったのかをここで探してみたい。今の引用では再生産の暴力ということがそれを苦痛にしたのかという疑問が促されますが、それは彼女が引き受けたことであり、その暴力は何なのかというと、おそらく生と死の経験であろうと思う。しかし彼女の経験にはそれに留まらず、時間と、道徳と禁忌、法律の経験も含まれている。生と死は時代を超えても変らない経験であろうが、その他の経験は時代の社会環境に強く決定されているだろう。

アニ・エルノー氏が中絶の経験をしたのは1963年で、この発表の説明通り全く禁じられたころのことで、また女性解放運動が盛んになる以前のこともある。しかしすでに家族計画運動は盛んになりつつ、この小説の中にもその会員が出てくる。ただ、未婚の若い女性の立場を理解しているというより、避妊方法の導入を促進しようとしていて、中絶に対しては消極的であったように表れる。勿論小説である限り、一般化し難いといところもあるが、確かに目をつぶっていても中絶は認めない当時の家族計画運動とそれ以降、70年代にMLACに参加するようになってから積極的に中絶が認められるための非合法活動も支援した時期とは対照的である。また未婚の未成年—特に少女—に対する態度に対しては家族計画運動内での対立があったのだが、この問題に関してはネヴィツ法が採用されてから変遷が表れる<sup>10</sup>。1968年のテレビ番組での **Zoom :l'éducation sexuelle** 「性教育にズーム」という放送で **Khan-Nathan** 医師は望まれずの妊娠と母性、または中絶といったものは恋愛生活に有害な影響を及ぼすと説明し、未成年にも避妊法を教え、与えるべきである

---

<sup>10</sup> この問題については Marie-Françoise Lévy, “ Le mouvement français pour les planning familial et les jeunes”, *Vingtième siècle*, Revue d'Histoire, 75, juillet-septembre, 2002, pp.75-84.

と発言する。その医者は家族計画運動の会員であったことはその番組で紹介されてはいなかったが、彼の発言は当時の印刷メディアへ大きな反響を呼び起こした。その後68年革命が起り、人々のメンタリティは深く変るのだが、67年のネヴィッツ法の実行法令が遅れ、ピルの普及は1970年にしか始まらない。そしてその時期には女性解放運動が登場し女性のアイデンティティを母性に還元することを拒否し、避妊と中絶の自由を要求する運動として盛んになる。その前提となる若者の性に対する新しい要望とそれを満足させるむずかしさがこの小説にもよく伺われ、ゴダールや大島の残酷物語などの映画を思い出させる。フランスではアルジェリア戦争が終わって、若者が新しい展望に向く時代でもあった。

## 5. 非合法中絶の社会的環境

既に合法化して25年経ったときになぜ彼女は自分の経験の回想を書こうとしたのか。それは彼女にとって中絶が忘れられない出来事であったことを語ることが公正な法律が採用されたからもう過去のものと言われ、困難になっていたからである<sup>11</sup>。それを忘れられないものにしたのは色々な側面がある。安全なしの中絶自体に対する恐怖<sup>12</sup>、戦後ベビーブームの時代から中絶の数は30万から50万とされ、毎年300から500名の女性が死亡した推測数値は忘れがたい事実である<sup>13</sup>。しかし彼女が胎児あるいは妊娠を指して何回か使う言葉は不幸である<sup>14</sup>。その不幸さは何処からくるのかというと、それは彼女の一生の課題と重なる面が大きい。それはすなわち彼女が下層階級の出身であり、そこから社会的地位を上ったという意識、そしてそのため社会の視線に敏感になり、それに対しての怒りや苦しみを感じたことは彼女が小説の始めに次のように説明している通りである：

<sup>11</sup> *inoublable* が忘れがたいと日本語版に訳されているが、フランス語では絶対に忘れられないという意味が強調されている。*Inoublable* という言葉事体、文の最後におかれたこと、そしてイタリック体で印刷されていることからそう言える。p.27, éd. folio

<sup>12</sup> p.80 à 81 éd. folio.

<sup>13</sup> 戦前の日本でも墮胎の結果、死亡率が高かったようである。岩田重則が資料として参考に行っている研究によれば8,4%に達しているが、裁判にかかった例の比率なので、おそらく墮胎が失敗して女が死んだために事件として明るみで、裁判が起こった可能性が高かったと推測できるので、全体の墮胎の比率ではないであろう。前掲139頁。

<sup>14</sup> p. 77, 91, 97.

『わたしは、自分の生まれ落ちた社会階級と、この身に起ったこととの関係をぼんやり見定めていた。労働者と小商店主という一族のなかで初めて高等教育を受けたわたしは、工場とレジからは逃げ出せていた。しかし、バカロレア(大学入が試験)にしろ文学士号にしろ、それによって貧しさを受け継ぐ運命をまぬがれることには成功しなかったのだ。妊娠した娘はアルコール中毒と同様、貧乏人の紋章なのだ。。わたしは尻軽として再びその環境に追いつかれ、わたしのなかで成長しているのは、ある意味で、社会的挫折だと言えた。<sup>15]</sup>

おそらくエルノー氏にとってこの社会的挫折が不幸であり、それを絶対に免れようとしていた女子学生には大学をやめることや、教師になるための試験への合格をあきらめると同様になることは大きな不幸のように表れたのだったろう。勿論相手とは結婚するつもりもなし、主婦になろうなどとは考えているどころか、小説のなかにはそれは一種の不幸のようにも描かれている。中絶を決めた理由には今でも、フランスや日本でも同様に第一に挙げられる項目であろうと言える。例えば、杵淵恵美子(Kinefuchi Emiko)さんのアンケートの発表では経済的に余裕がない、今子どもを持つことによる生活の変化や責任に私は対処することが出来ない、これからやりたいことや今やっていること(仕事や学業)の妨げになるという風にこの三つの理由がトップに来る。また下層階級の若い女性が妊娠し出産するというパターンはフランスでは例外になったが<sup>16</sup>、英国ではまだかなりケースが多い。また戦前の日本でも岩田重則の『〈いのち〉をめぐる近代史： 墮胎から人工妊娠中絶へ』で分析されているように理由としてあげられるのは、貧困と結婚の見込みがないことである<sup>17</sup>。65%が25才未満の女性で、85,6%が『私生』の資格の胎児をおろしたという結果が出ている<sup>18</sup>。この数字によって、著者は江戸時代の間引きを家族計画として把握しようとする研究《太田 [編]、1997年、2007年》を

<sup>15</sup> Op.cit., p. 31-32, p.100 traduction japonaise.

<sup>16</sup> Vérifier avec Knibieler.

<sup>17</sup> 岩田重則 『〈いのち〉をめぐる近代史： 墮胎から人工妊娠中絶へ』歴史文化ライブラリー271, 2009年。この比率は岡本梁松という法医学者が収集した『本邦における墮胎に関する統計的調査の一斑』をもとにした数値である。1899年から1918年までの合計320件の墮胎罪裁判記録を抄録した上での研究である。

<sup>18</sup> 前掲、51ページ。

見直さなければならぬと肯定している<sup>19</sup>。このことは司法省調査課編の「司法研究」<sup>20</sup>に所収された桜井忠雄の分析でも表れる。1926年から1930年までの墮胎の理由がわかる合計1036件の墮胎罪事件判決書を整理し、墮胎の三分の二以上が婚姻以外の性による妊娠であり、独身の女性の方が遥かに多く家族計画の枠に当てはまらない。

アニー・エルノーの人生観を彩るものは、人間関係における社会環境の重圧、特に社会的差別であることは次の引用でもよくわかる。

『母が離れて行くや、V 医師は声をひそめ、興奮した様子で、誰に処置してもらったのか知りたがりかった。そうして、にやにや笑いながら、「何でもまたパリに行ったのかね、あんたちのこの通りに、あるおばさんがいて…彼女がうまくやってくれるというのに！」もはや必要がなくなると、いたるところから天使製造者が立ち現れてきた。だからといって、騙されはしない。保守派に投票し、毎週日曜日のミサでは最前列に座る V 医師が、わたしが必要としていた住所を教えてくれるのは、ことが済んでからでしかありえない。ベッドに腰をかけた V 医師は《下層階級》のおりこうさんの女子生徒にいつも示していた共犯意識—たぶんこの子はこっちの世界に移り込むことになるだろう—をたやすく楽しんでいたので。』<sup>21</sup>

このように当時の医師の態度を批判したあるいは皮肉に描写している文例は多く、社会的対立が浮き彫りにされている。

社会的蔑視が強く訴えられ、次の引用では、中絶自体よりも、まさに下層階級の女性が軽蔑されていることを物語っている。『彼女は子どもを宿していたのに、わたしより冷遇されていた。中絶した娘と、ルーアンの貧しい地区の母親になろうとしている娘が、同じ苦境に落ちいつている。たぶん彼女の方がわたしより蔑まれていたと思う。』172頁

若い外科医に質問するアニー・エルノーに怒鳴って答える医師も《おれは配管工じゃない》という当時はやっていた喜劇映画の言い回しを使うのも、医者と労働者や中絶する女性を、支配者と被支配者を隔てるものと彼女は解釈する。そのインターンについてまた次のように書いている：

<sup>19</sup> 前掲、52ページ。

<sup>20</sup> 1932年三月

<sup>21</sup> *Op.cit.*, p.115, éd. folio.

『文学部の女性を、紡績工場の女工かスーパーの女店員のように扱ってしまったことに当惑していたのだ。』<sup>22</sup>

また退院のときに初めての癒しのような言葉を看護婦から聞いても、それは『たぶん、女性の共犯意識というより、《低い階層の人たち》の法律の埒外に出る権利が受けられたことによる』表現と解釈される。

このように階級差異の観察が鋭く、そのときの経験によって女性と医師団や医療施設の関係もその社会構造に決定されていることが露に描写され、彼女は傷つけられたといえるだろう。

しかし最後には恐怖を越えて自分の決めたことを実行することに、アニー・エルノーは誇らしさを感じる。他の人間がけっして行こうとしなかった地点までいったという自尊心がまたこの中絶の話を書く決心を促したともかいている<sup>23</sup>。彼女はそしてこの出来事によってもう一つの断絶を経験する。懺悔をした後神父の言葉を聞いて、彼女は宗教への信仰を失い、被った暴力を個人的な勝利に変えていった<sup>24</sup>。

他にこの小説について色々のコメントが出来ると思うが、社会の視線に対する抵抗と彼女の決心を貫いていく行動の毅然たる態度が印象深い。この毅然たる態度は『青鞥』に出された「獄中の女より男に」という短編小説と共通点に当たると考えられる。そしてその描写が一つの社会史に貢献するかのようにも読まれる。

この小説と対照的に、Luc Boltanski<sup>25</sup>という社会学者が2004年に出した書物について触れたいと思う。

#### IV. 現代社会における人工妊娠中絶の逆説について

リュック・ボルタンスキ<sup>26</sup>は「胎児の条件、生むことと中絶の社会学」<sup>27</sup>で現

<sup>22</sup> 前掲、176頁

<sup>23</sup> *Op. cit.*, p.119, p.184, traduction japonaise.

<sup>24</sup> カトリック教会の態度は日本の仏教派の水子供養の組織とごく対照的に見える。しかし、フランスでは少数派のプロテスタントは既に60年代から寛容的であったことを考えて、仏教のどの宗派が特に水子供養を行ったかを比較するのが興味深いであろう。

<sup>25</sup> [http://www.saysibon.com/yoriai\\_sub/jinbutsuarchive/BOLTANSKI\\_shoukai.htm](http://www.saysibon.com/yoriai_sub/jinbutsuarchive/BOLTANSKI_shoukai.htm)

<sup>26</sup> パリの社会科学高等研究所（大学院大学）の教授。

専門領域にとどまらず人類学、哲学など幅広い分野にすそ野を広げる気鋭の社会学者。新し

代社会における中絶に関して主に次のパラドックスをあげている。

1. 現代の社会では脱刑法化されたことにもかかわらず中絶を正当することに困難が見られる。
2. あらゆる社会に中絶は存在し、我らの社会では公的討論の対象になっていることにもかかわらず、それを表象する難しさに変わりがない。
3. その権利と自由を固く主張し一切の譲歩をしない女性もすら、肉体的苦痛はなくなったとしても心理的な面では変わりはなく苦痛の経験を逃れない。

その現象を説明するものとして、リュック・ボルタンスキは一種の『人類学的普遍の要素』をあげる。それはどの人間社会においても、生物的肉体の存在から人間となるための、言葉の存在に移る過程があり、そしてその社会的、政治的、道徳的共同の一員になる過程に固有の矛盾が含まれると説明する。中絶が認められているかいないかとは無関係に、その行為自体が不安定な和解でしかあり得ないとして、ただその矛盾を和らげることが出来ても、それを除去するのは不可能だという。

その矛盾というのはボルタンスキによれば何なのであろうか。

次の三つの命題の間の矛盾というように説明される：

1. どの社会であっても生まれくる者あるいは生まれた者の全員の中にその社会の一員となる者の選別を行う権利を持つ。その段階では取り替えのきかない者は誰一人いない。
2. 社会的及び道徳的共同体に言葉を媒介として導入された者は全員、単独の取り替えのきかない存在になる。
3. 取り替えのきく者と取り替えのきかない者の間には本質的差異は存在しない。

この最後の命題に従えば、つまり取り替えのきく者と取り替えのきかない者の間に本質的差異はないということに、両側に対して同じ扱いをしなければならないという結論が当然生まれてくる。しかし中絶によって、両方を同等

---

いフランスの実践的社会学派のリーダー。政治・モラル社会学センターの創設者。

<sup>27</sup> La condition fœtale. Une sociologie de l'engendrement et de l'avortement, Paris, Gallimard, 2004.

に扱うことを侵害する。生まれてくる者と生まれてこない者の間に表れるこの矛盾を中絶は悲劇的にそれを経験させる。選択と認められない選択が行われる。リュック・ボルタンスキはこれを普遍条件だとする。そして人間の条件という表現と同じ意味を込めてそれを胎児条件と呼ぶ。

## 6. ボルタンスキ説への反応

しかし実際にそうなのであろうか。中絶を正当の権利として主張する女性も苦い経験をしていると書かれているが、その理由は実は何処にあるのかはまだ疑問に残る。女性の罪悪感がなくなる主な原因はいったい何処にあるのであろうか。ボルタンスキは心理的な理由に関心を持つが、実際は医師や医療施設の監視、社会の判断など女性にとってつらい経験になる一つの要素は、生まないと決めた胚から引き離れるのではなく、社会や法律の代表の判断や威圧的質問などに答えなければならないことではないか。特に女性に対しての要求は中絶が合法される以前とは新しいノルマなようなものが働いている。もちろん内面的、精神的葛藤は個人的にあり得るものであろうが、不当とされる主な理由はどこにあるのか。特に避妊に関して自制の喪失、矛盾的な基準（ちょうどいい時期に母になること、仕事と夫婦生活の両方を成功すること）をどう営んでいくかに悩んでいる状況があり。日常的に避妊に完全に成功する難しさもある。調査に量と中絶を行う女性の過半数は避妊を使用していた女性であって、その特殊な問題についてはボルタンスキは言及していない。

アニー・エルノーの小説では、罪悪感よりも、苦しみは主に弾圧された環境でどのように見られ、判断されたかとどのような危険にさらされたかということの方が遥かに重いだらう。社会的に根を張っている現象ということについては、条件が変わったが、新しい条件での社会的法則も生まれてくる。

またボルタンスキはどの妊娠も同様のよう描き、中絶の社会学と発生の社会学を混同している。どの受胎もが親計画を含んでいるかのように分析していくがそこに大きな間違いがあるであらう。一種のイデオロギ的思想に巻き込まれ、避妊が正しい行為で、中絶が逸脱行為というパターンに免れていない。両方とも目的は出産をさけることであることに関わらず。この本の中

で語彙が一切胎児(fœtus)という言葉にとどまり、胚と胎児の区別はなく、受胎が直接的に個人と結ばれるかのように思わせる。

その上、親計画の背景にあるジェンダー問題は隠蔽されている。現在、子供が生まれて、夫婦の中で女性のキャリアに及ぼす影響の方がはるかに重いこと、また避妊責任を女性のみを負わせる傾向、ボルタンスキがインタビューした女性のうち子供が既にいるか作る計画を立てている女性しかいないこと、中絶する女性は絶対再び妊娠することを考えて実行することを原則としていることなど問題点が多いです。

なぜボルタンスキはこのような懸念を中絶に対して重ねて、胎児条件の結論に至ったのであろう。それはおそらく優生思想に対する心配から生まれてきたのであろう。昔の優生思想ではなくハバマースが呼んだ自由主義的優生思想に対する懸念が中心になっているかもしれない。

時間があればペリュッシュ事件を紹介してその問題に触れたいと思います。

## V. 参考文献

<http://www.plurielles.fr/sante-forme/fiche-pratique/l-histoire-de-l-ivg-4469860-402.html>

<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/dossiers/ivg/liens.shtml>

[http://www.saysibon.com/yoriai\\_sub/jinbutsuarchive/BOLTANSKI\\_shoukai.htm](http://www.saysibon.com/yoriai_sub/jinbutsuarchive/BOLTANSKI_shoukai.htm)

<http://ameni.jp/iuris/c02.html>

<http://www.cairn.info/revue-travail-genre-et-societes-2006-1-page-176.htm>

<http://www.cairn.info/revue-societes-contemporaines-2006-1-page-5.htm>

[http://www.cairn.info/resume.php?ID\\_ARTICLE=ANNA\\_612\\_0483](http://www.cairn.info/resume.php?ID_ARTICLE=ANNA_612_0483)

Journal français de psychiatrie  
n°17, 2002/3, [érés](#)

BAJOS Nathalie, FERRAND Michèle et équipe GINE, 2002, *De l'avortement à la contraception, Sociologie des grossesses non prévues*, Editions Inserm, Paris, Collection

BOLTANSKI Luc, *La condition fœtale, sociologie de l'avortement et de l'engendrement*, essais, Gallimard, 2004.

岩田重則 著、〈いのち〉をめぐる近代史：墮胎から人工妊娠中絶へ、歴史文化ライブラリー、2009年。

齋藤有紀子 編著 母体保護法とわたしたち：中絶・多胎減数・不妊手術をめぐる制度と社会 /

ウィリアム・R. ラフルーア 著；森下直貴 [ほか] 訳、水子：〈中絶〉をめぐる日本文化の底流 /